

平成 17 年 9 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社イチャ
代表者名 取締役社長 吉 岡 公 和
(J A S D A Q コード番号 9 9 6 8)
問合せ先 取締役財務部長
役職氏名 曾我部 達雄
(TEL. 0 8 8 - 8 2 3 - 2 6 3 8)

定款の一部変更についてのお知らせ

当社はこの度、平成 17 年 9 月 22 日開催の当社取締役会において、平成 17 年 10 月 26 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日

平成 17 年 10 月 26 日 (水)

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

(1) 発行する株式の総数の変更

会社の発行済株式総数が既に 441,760,884 株(平成 17 年 9 月 21 日現在)となっていることから、今後の機動的な資金調達の確保のため、会社の発行する株式の総数を 1,400,000,000 株に変更するものであります。

(2) 将来の事業拡大ならびに今後の事業持株会社として展開できるように、事業目的を追加するものであります。

(3) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(4) 株主様の機動的な議決権行使を促し、決算期後からその決算期に関する定時株主総会日までに新株発行等が行われた場合に対処等するために、第 11 条第 2 項を新設し、現行同第 2 項を第 3 項に繰り下げるものであります。

(5) 平成 17 年 7 月 26 日に公布された「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)において、取締役解任議案の定足数および決議要件については、「議決権を行使することができる株主の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が出席し、出席した株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。」とされていることに伴い、長期的視野に基づく経営の安定性を確保するため、同法施行後も、上記解任議案については現行法どおりの定足数および決議要件とし、併せて監査役の解任議案についても、現行法どおりの定足数および決議要件とすることを明確にするため、変更案第 19 条(取締役の解任)および同第 31 条(監査役の解任)規定を新設するものであります。

また、取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、商法第 266 条および第 280 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、変更案第 28 条（取締役の責任免除）および同第 39 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 28 条の規定新設に関しましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(6) これらの条文の新設に伴い、条数を順次繰り下げるものであります。

3. 変更の内容

別紙記載のとおり。

以 上

(下線箇所は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 - 紳士服、婦人服、子供服など衣料品およびそれらの付属品ならびに衣料用繊維製品の販売、製造および修理加工 靴、鞆、ベルトなど皮製品、帽子、傘および日用品雑貨の販売 - 煙草、酒類およびジュース類の販売 - 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 - 下記物品の輸出入および販売 食料品、衣料品、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、室内装飾品、絵画、美術品、自動車、自動車部品、工作機械およびその部品 - 不動産の売買、賃貸、仲介および管理ならびに利用 (新 設) (新 設) - 店舗内装および建築工事の企画、請負および施工 - 各種広告、宣伝の企画、立案、製作および取次ならびに代理 - 飲食店の経営 - フランチャイズシステムによる飲食店の経営 (新 設) (新 設) (新 設) - コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発および販売 - 携帯電話機、簡易携帯電話機等移動体通信機器の販売 - 移動体通信に関するソフトウェアの製作および販売 - 有価証券の投資および運用 - 総合リース業 - 貨物運送代理店業	第1章 総 則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび<u>次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。 - 下記物品の輸出入および販売 食料品、<u>酒類、タバコ、清涼飲料水、衣料品、衣料品雑貨、革製品、時計、カメラ、宝石、貴金属、アクセサリー、医薬品、化粧品、化粧品小物類、カバン等の袋物</u>、玩具、スポーツ用品、家具、日用品雑貨、<u>インテリア雑貨、住宅機器、住宅設備、建築材料、新建材、家具照明器具、室内装飾品、絵画、美術品、自動車、自動車部品、工作機械およびその部品、コンピュータおよびその周辺機器、電気通信機器</u> (現行どおり) <u>宅地造成ならびに不動産分譲</u> <u>不動産に関するコンサルティング</u> <u>電子商取引に関するシステムの運営</u> <u>電子商取引に関するコンサルティング</u> <u>電子商取引に関する仲介、斡旋</u>

現 行 定 款	変 更 案
17. ホテルおよび旅館ならびにスポーツ施設の経営および指導 18. セキュリティー機器の開発、製造および販売 19. 情報処理カードシステム機器の開発、製造および販売 20. 出版および印刷に関する業務 21. インターネットの接続事業、接続仲介およびアクセスサービス業 22. インターネットを利用した各種の情報処理、情報提供サービス業務、広告業務、通信販売業務および輸入代行業務 (新 設) (新 設) 23. コンピュータ関連映像情報ソフトおよび各種映像番組の企画、製作および販売 24. コンピュータと電気通信回線の結合による通信網の研究開発 25. 乾電池、バッテリーおよび各種燃料電池の製造、販売 26. 光学機械用レンズ、プリズムの製造、販売 27. 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介および斡旋 28. 経営コンサルタント業務 29. 各種商品券およびプリペイドカードの販売および取次ならびに代理 30. 貸金業 31. 磁気ディスク、光ディスクおよび半導体などによる情報記録システムの企画、製作および販売 32. 磁気ディスク、光ディスクなどの製造機械および梱包機械の販売 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	22. } 23. } 24. } 25. } 26. } 27. } (現行どおり) 28. <u>インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用した、個人への文字情報・音声情報・画像情報を含むデジタルコンテンツの企画、開発、販売および配信サービス業</u> 29. <u>インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用した電子チケットを含むデジタルコンテンツの売買の仲介、決済処理に関する事務代行業務</u> 30. } 31. } 32. } 33. } 34. } 35. } 36. } 37. } 38. } 39. } (現行どおり) 40. <u>各種パーティーの企画、運営、管理の請負およびパーティー、催し物用具の賃貸</u> 41. <u>冠婚葬祭その他祝事に付随する物品の企画、販売および賃貸業</u> 42. <u>貸衣装業および着付教室の経営</u> 43. <u>ブライダルスクールの経営</u> 44. <u>美容サロンの経営</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 33. 前各号に附帯する一切の業務 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>765,000,000 株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (基準日) 第11条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。 (新 設) <u>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者として行う。</u> 第4章 取締役および取締役会 (新 設)	45. <u>メイクアーティスト、ヘアデザイナー等のマネージメントおよびプロモート業務</u> 46. <u>ギャラリー、ショールーム等展示場の運営</u> 47. <u>劇場、興行場の経営</u> 48. <u>各種イベントの企画、構成</u> 49. (現行どおり) (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、<u>1,400,000,000 株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。 (基準日) 第11条 (現行どおり) <u>2. 前項にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これとは異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</u> <u>3. 前2項その他本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の解任) 第19条 <u>取締役の解任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 19 条～第 26 条</u>（条文省略） （新 設） 第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 27 条～第 28 条</u>（条文省略） （新 設） <u>第 29 条～第 35 条</u>（条文省略） （新 設） 第 6 章 計 算 <u>第 36 条～第 39 条</u>（条文省略）	<u>第 20 条～第 27 条</u>（現行どおり） （取締役の責任免除） <u>第 28 条</u> 当社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 29 条～第 30 条</u>（現行どおり） （監査役の解任） <u>第 31 条</u> 監査役の解任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上によってこれを決する。 <u>第 32 条～第 38 条</u>（現行どおり） （監査役の責任免除） <u>第 39 条</u> 当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第 6 章 計 算 <u>第 40 条～第 43 条</u>（現行どおり）